

2025年8月26日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所に関する一部報道について

8月23日付けの茨城新聞21面に掲載された記事『広域避難計画不要「事実誤認」と訴え 東海第2差し止め控訴審』において、当社が広域避難計画について不要と主張しているかのような記載がありましたが、当社はこのような主張を行った事実はありません。

これまでの、口頭弁論における当社の主張は以下のとおりです。

【当社の原子力災害対策に係る主張の要旨】

- ・ 水戸地方裁判所の判決は、東海第二発電所の安全対策に欠けるところがあるとは認められない、すなわち、同発電所の運転により放射性物質を環境に異常に放出する重大な事故が発生する蓋然性は認められないとしながら、避難計画の未作成等を理由として、人格権侵害の具体的危険性があるとしており、具体的危険の解釈を誤っている。また、上記判決は、東海第二地域における原子力災害対策の判決時点の状況に基づき判断を行った結果、同発電所の運転開始までに図られる原子力災害対策に係る取組みを無視することとなっており、不合理である。
- ・ 国、茨城県及び各市町村等が災害対策基本法等に定めるそれぞれの責務に従った対応を現に行っている以上、同法等の求めるところが満たされていないとはいえないことから、深層防護の第5の防護レベルに欠ける点があるとはいえず、上記判決は不合理である。

以 上